

重 要 事 項 説 明 書 (訪問リハビリテーション)

(介護老人保健施設そよかぜ)

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

事業者の名称	医療法人松栄会
施設の名称	介護老人保健施設そよかぜ
開設年月日	平成 11年7月1日
所在地	熊毛郡田布施町大字宿井414番地の5
管理者名	宮崎 洋
電話番号	0820-51-2100
ファックス番号	0820-51-2102

(2) 訪問リハビリテーションの目的

訪問リハビリテーションは、要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

(3) 訪問リハビリテーション計画の作成

訪問リハビリテーションの提供にあたっては、診療、運動機能検査、作業能力検査等を基に、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成します。

2 それぞれの利用者に応じた訪問リハビリテーション計画を作成し利用者又はその家、族に対し、その内容等について説明し同意を得るとともに交付致します。

(4) 職員の体制

	常勤	業 務 内 容
医師	1名以上	医学的管理
理学療法士	1名以上	リハビリテーション
作業療法士	1名以上	リハビリテーション

(5) 営業日及びサービス提供時間

・営業日 月曜日～金曜日 但し、12月31日～1月3日を除く

・営業時間 原則として8時15分～17時(但し、サービス提供時間は8時15分以降より移動開始、17時までに移動終了となるため、区域等の事情により決定する。

(6) 通常の事業の実施地域

柳井市・田布施町・平生町・光市

2 サービスの内容

①訪問リハビリテーション計画の作成

⑤機能訓練 (リハビリテーション)

3 利用料金

(1) 介護保険対象の利用料

- ① 訪問リハビリテーションの利用料(介護保険では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日当たりの1割負担分の金額です)
65歳以上の方のうち、一定の所得がある方にはサービス費の2割または3割を負担いただくことになります。

1回につき 308円

なお、ご利用になるサービスによって、次の通り加算されます。

- ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 6単位
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3単位
- ・事業所の医師がリハビリテーション計画作成に係る診療を行わなかった場合
1回につき - 50円
- ・リハビリテーションマネジメント加算(イ) 180単位/月
- ・リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 213単位/月
- ・事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合
270単位/月
- ・退院時共同指導加算 600単位/回
- ・事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
(診療未実施減算) 50単位/回 減算
※入院中リハビリテーションを受けていた利用者の退院後1ヶ月に限り減算を適用しない
- ・短期集中リハビリテーション実施加算 200単位/日
※退院日又は認定日より起算して3カ月以内の期間のみ算定可能 1週につき2日以上1日あたり
20分以上実施するものであること。

(7) 支払い方法

- ・毎月10日頃までに、前月分の請求書を発行しますので、当月中にお支払い下さい。
領収書を発行いたします。
- ・お支払いの方法は、窓口での現金払い又は銀行振込のいずれかをお願いします。

5 お客様苦情・相談窓口

- * 介護老人保健施設そよかぜ 担当:作業療法士 今田圭佑
対応時間 8:30~17:00
電話番号 0820-51-2100
- * 柳井市役所 柳井市南町1丁目10番2号
電話番号 0820-22-2111
- * 田布施町役場 熊毛郡田布施町大字下田布施3440-1
電話番号 0820-52-5809
- * 平生町役場 熊毛郡平生町大字平生町210-1
電話番号 0820-56-7115
- * 周南市熊毛総合支所 周南市熊毛中央町1-1
電話番号 0833-92-0035
- * 光市役所 光市中央6丁目1番1号
電話番号 0833-74-3003
- * 山口県国保連合会 山口市朝田1980-7
電話番号 083-995-1010

(8) 事故発生時の対応

- ・サービス提供時に事故が発生した場合は速やかに、ご家族、医療機関、市などの関係機関へ連絡する。また、事故状況を記録するとともに再発防止に向けた検討を行う。
- ・賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。